

中世手工業の二・三の問題

——特に建築生産を中心に——

仲 村 研

〔要約〕 中世建築工の主流は律令制建築生産機構の変質、すなわち木工寮・修理職↓荘園領主の私工房「所」↓座という過程の中に生まれ、中世を通じて寮・職は技術統轄機関として存続する。中世建築工の発生は作料・請負制の成立に特徴づけられるが、建築生産が本来注文生産たるにより得分の下賜的性格は払拭されない。また鎌倉期に成立した請負制は建築工の主体性を強化する画期的な給与形態といふべきであるが、なお領主の規制は大きい。建築工の座について従来論争を検討し、大工・権大工が座田の管理権を保有している点から、建築工座の階層性の存在を明らかにした。座の解体は新座の成立と座内部階層の混乱に具体化され、それは建築技術の面で木割術の崩壊として現われ、中央と地方の技術の均等化を促進する。

はじめに

荘園研究を中心とする中世社会の解明は日一日とその成果を蓄積し、それを基礎にして研究視角がたえず拡大している現状は目を見張るものがある。にも拘らず、中世社会の研究から死角的位置にあるものとして手工業生産の問題をあげなくてはならない。最近、古代社会における分業の問題がようやく解明されつつあるのは大変意

味深いことである。わたくしは小論で中世の手工業、とくに建築生産について若干の問題を取上げ、わたくしなりに整理したのであるが、その意図はいま述べた如く、中世社会の研究から置去られている部分の埋立に、いわば一握の砂の如き役割でもなしたという願いにほかならない。さいわい中世手工業者集団については赤松俊秀^①・遠藤元男^②・豊田武氏^③などによる若干の研究、また建築学専攻諸先学の建築史研究^④、仏師についての諸研究^⑤もあるので、これら数少

ない業績に導かれつつ小論を展開したいと思う。

大寺司を完廃す。

① 赤松俊秀氏「座について」『史林』三七ノ一号

② 遠藤元男氏「職人の歴史」『日本職人史の研究』

③ 豊田武氏「興福寺をめぐる建築業者の座」『歴史学研究』六ノ一〇号

④ 伊藤鄭爾氏『中世住居史』建築学大系編集委員会『建築学大系』四

⑤ 古くは金森遵氏「鎌倉時代の仏師組織に就いて」『日本彫刻史の研究』所収、最近では門脇頼二氏「平安初期の仏像製作に関する覚書」日本史研究会編『歴史における芸術と社会』所収

一 律令制建築生産機構の変質

律令国家機構の解体過程、とくに八世紀末から九世紀末にかけての約一世紀間、建築関係官司の離合集散はいわば中世的な建築工成立の前奏曲であつた。その間の主な事項を年表にすれば次の如くである。

延暦 元年（七八二） 造宮・勅旨（造東大寺司）二省と造法花寺

司等を罷め、二省の雑色匠手は才幹に随い
木工・内蔵寮に隸す。

延暦 三年（七八四） 造長岡宮使を設く。

延暦 八年（七八九） 造長岡宮使を造宮（平安）使となす。造東

延暦十五年（七九六） 造宮使を造宮職となす。

延暦廿四年（八〇四） 造宮職を廃し木工寮に隸す。

弘仁 九年（八一八） 修理左右坊城使を停めて修理職を設く。

天長二・三年（八二五・六）^{（カ）} 修理職を停め木工寮に隸す。

仁寿 二年（八五二） 修理左右坊城使を停め木工寮に隸す。

貞観十五年（八七三） 木工寮繁多なため修理左右坊城使を設く。

寛平 三年（八九一） 修理職を設く。

以上の如く、律令国家は必要に応じて関係官司を新設し、工事終了次第これを解体している。修理左右坊城使・修理職がこの代表的な官司である。九世紀末から木工寮・修理職の並立が定着するが、かかる官司の離合集散は延暦元年（七八二）の造宮・勅旨二省廃止の理由にもあるように国家的な一連の大規模工事による国家財政の窮迫を儉約という形で解決せんとしたことにはかならない。

年表が示しているように、建築関係官司の廃設は木工寮を中核として新設、統合されている。令の規定によると、木工寮は頭一人、助一人、大允一人、少允二人、大属一人、少属一人の官人と工部二十人、使部二十人、直丁二人、驱使丁（定員規定なし）の工人群で構成されている。驱使丁は恐らく飛驒工・庸的労働を指し、工事規模に従つて任意に集中されたのであろう。大同三年（八〇八）、木

工寮所管の長上工（木工）十七員が九員を減じて八員と規定され、轆轤長上工は旧通り、鍛冶長上工二員を一員に減定されているから、長上工総数は恐らく十人前後と推定される。翌四年の内匠寮雜工数の規定では長上工廿三人、番上工百人とされているから、木工寮にも相当数の番上工が所属していたのであろう。長上工は技術的指導者ともいふべき専属工であり、番上工は所轄官司の恒常的組織にくりこまれ、長上工により技術の面で統轄されている工人で、農民の赴役者から構成されている点で雇工・雇夫・様（庸）工等の雇庸工とかわらないが、技術的には彼等よりすぐれ、飛驒などは里毎に十人が割当られ庸調免の代償に一年交替で番上義務を果さねばならなかった。^③ 承和元年（八二四）、木工寮長上工は十四人^④でうち一人を造瓦工長上と規定している。かくの如く、令の規定以来木工寮の

132 (616)

構が整つてくると建築生産においても多面にわたる変質を余儀なくされる。律令国家の衰退にともないかつて国家が造作した建築物の頽廃は極度に達していた。このため政府は造国・所課国の制度で造営修築を促進せんとした。造国（功国）の制度は一字の堂舎・殿舎、一列の廻廊など独立した建築物を各一ヶ国で負担し、所課国は数ヶ国が一字の堂舎・殿舎を造営する制度である。^⑧ 天慶元年（九三八）、大地震で崩壊した宮城の修造を修理職に命じたところ、「一司之力難可修」と修造能力の欠如が歎かれ九ヶ国の分担で着工されている。天徳四年（九六〇）、焼亡した内裏の復旧には修理職が紫宸殿・仁寿殿・承明門、木工寮が常寧殿・清涼殿を受持ち、残りの殿舎を二十七ヶ国が分担している。^⑨ この工事で寮・職が重要殿舎群を分担している事実は認められるが、造国・所課国の制度が臨時的であれ造国司と寮・職工人との間に雇傭関係を成立せしめ、寮・職の機能に制限を加えているのは見逃し難い。

律令制生産組織はすでに八世紀頃から下部労働力を構成する役民の庸役労働忌避により壁につき当つていたが、建築生産部門においても例外でなく、このような解体過程にある組織の再編成が九世紀末における木工寮・修理職の並立整備という形でなされたのである。その結果、長上工などの技術陣は一応充実したが、下部労働力の結集・組織化には漸次和庸労働に依存せざるをえなかつた。周知の如

く、律令制手工業生産の崩壊→中世的手工業者の成立というシエーマは、律令国家財産の窮迫と小規模経営の抬頭→分業の進化という形で把握される。仏像生産における官工房から私工房への移行は、すでに九・十世紀の段階で確認されている如く、建築生産においても官司の統括性は失なわれつつあり、いまだ公権の枠を出ないといえ工人は荘園領主の支配下に移行し、木工寮・修理職は技術統制機関としてのみ存在理由をもつ官司に変質してきた。工人組織も律令国家に対する個人身身的隷属関係が崩壊し、建築工集団のなかで大工——末工・脇工という私的従属関係が醸成されてくる。『長秋記』の大治四年七月七日条に、

被造（最勝寺カ）五重御塔、工国末承、件国末以弟子等令造、其弟子人数少、如此為道棟梁者、臨事皆乎自取鋏、何於国末空手可立哉、以此旨、示别当、别当又召仰其由、此後自取鋏、とあり、これは国末と弟子との間に大工——末工という私的従属関係が形成されていることを物語っている。また、このような事態を反映して工事現場においても惣大工・権大工・引頭・長・連（列）工という階梯が出現する。

延喜十九年（九一九）、醍醐寺下宿院造作所工の矢田部良基が寺家の申請に基づき、修理職所屬から「永為彼所大工」されている如く、木工寮・修理職工人の一部は十・十一世紀に濫設された造作

所・造寺所へ恒常的に配属されている。かように、寺工・土工・公家大工成立の母体は木工寮・修理職であり、「所」が成立の契機をなしていることが確認される。寛弘六年（一〇〇九）、東大寺東宝塔金杖流星を修理した功として伊予講師、近江読師に補任された大

工寺家堂達如庄、権大工僧貞円は、明らかに東大寺専属の僧祿の工人である。僧侶身分の寺工が成立するに及んでは、寮・職の技術統制の機能も相対的に低下するをまぬがれない。永久三年（一一一五）、高野山中門の建立にさいし、工事にあたる大工について「其御山に不動堂と云聖人、高名之塔造云々、問合件人、被左右哉如何」と関係者が答申しているのは、畿内周辺における寺社建築工の技術水準が相当高度であり、しかも、建築工は「高名之塔造」と呼称されているように、檜皮工・壁工・瓦工という職種の分化とは別に特定の建築物造営の専門化が進行しているようである。

かように、平安末期に至ると木工寮・修理職はその機能を消失しつつあった。しかし、形骸化しつつあるとはいえ寮・職は室町期にもまだ活動を持続させている。木工寮・修理職が後代までその存在理由を全く消失せしめなかつた根拠はいくらでもあげられようが、他の手工業と異なつて建築生産自体の中に根差している。きわめて常識的ではあるが、小規模工事であれば少人数の建築工でこと足りるが、大工事ともなると動員される建築工も多数になり、当然人員

構成も複雑になる。かかる複雑化した大工事に技術上、人員構成上、統括性を附与するものとして官司が伝統的役割を果すのである。つまり、古代における工人組織の強固な統括性が崩壊したところに木工寮・修理職の存在根拠があつた。

寛弘二年（一〇〇五）、「宮々の御封御荘」から一日に五・六百人、千人の人力が集中され、国守が夫役、材木・檜皮・瓦の供出を競い、約百人の仏師と匠工二・三百人が動員されたといわれる法成寺造営は、^⑭機能的には弱体化しつつも、木工寮・修理職の参加なしでは完成しなかつた。これは院政期の代表的工事たる六勝寺の造営にも認められる。久安五年（一一四九）、高野山金堂の造営に従事した木工の構成は次の如くである。^⑮

大工為末
├──京工引頭末永──京工長七人──京工列三人
└──山工引頭仁助
 ├──山上工長二人──山上工列卅九人
 └──山下工長三人──山下工列十六人

大工為末は東寺長者が高野山に推挙した東寺の建築工であるから、^⑯為末が作業現場における階梯の頂点にすることは、京工が六十余人の高野山の山上下工に対し技術の面で優位な立場にあると推定される。ここでは官司の媒介を経ずして高野山・東寺建築工の協業が行なわれている。また「東寺大塔升形銘」が示すように、弘安年間、東寺修復工事に参加した修理職大工賀茂弘宗以下五人の建築工は、

職場における階梯が「長」である如く、修理職建築工の優位性は官司外の建築工に譲られている。先に赤松俊秀氏が紹介された中世の建築工関係新史料^⑧において、鎌倉期僅かに四〇六人・六〇九人の専属工を擁するにすぎない木工寮・修理職が、在京する約四百人の賀茂社工・鴨社工・法成寺工・建仁寺工に対し強い発言権と動員力を保持していることが明らかになった。このように、一般的にいつて鎌倉期を通じて官司所属工人の優位性は失なわれていない。

永仁四年（一二九六）、円満院大工清原宗重なる者が、自分の末工たる宗安・宗家が公役を勤仕せざる理由で住宅を檢封されたのに對し、すみやかにこれを解き、あわせて彼の木工の公役免除を修理職に訴申し立てている。これは建築工の公役免に關しても寮・職の存在根拠を示すものであらう。大工の木工に對する指導的立場は受領名の獲得により具象化される。受領名は木工に對する重みであるとともに社会的地位の表示でもあるが、その依るところとして官司の存在を必要としたのである。

以上、粗雑ながら木工寮・修理職の変質過程を中心にそのなかから中世建築工が成立してくることをみてきた。いま、この過渡期（十一世紀半）における建築工の典型として『新猿樂記』の「八ノ御許」の婿で大夫の位をもつ飛騨國人檜前杉光をあげることができる。彼は八省・豐樂兩院の図面を伝承する家柄の大工で、造殿・造官等

の式法に精通した技術の持主である。一式の寺院を造営すれば講堂・金堂以下寝造にいたるまで、人家の造作に當つては對・寝殿以下甲藏等の建造に優れた技術を身につけている。そして建物の各部分の寸法は鏡に合わせたように一分の誤差もなく正確である。彼は墨で曲直をただし、鋸の齒で切角を営む。彼の指は丁度墨筥の如く、臂は曲尺の如く、肩は鋸柄の如く、足は鉄槌の如くであり、身体部分がすべて道具のような優れた才能をもつ大工である。まづたぐ彼は手斧の頭のような大工の棟梁というべく、槌頭の頭のような大工道の首長ともいうべきである、と。

木工寮・修理職の本来的な造作物たる宮殿・堂舎から貴族の私宅に及ぶ幅広い建築技術をもち、棟梁・首長と呼称される檜前杉光の如き大工の姿こそまさしく律令国家の変質過程が生み落した典型的建築工というべきである。

- ① 類聚三代格卷四 大同三年十二月十五日太政官符
- ② 類聚三代格卷四 大同四年八月廿八日太政官符
- ③ 令義解 賦役令斐陀園条
- ④ 類聚三代格卷四 承和元年正月廿九日太政官符
- ⑤ 三代夷錄 元慶元年四月九日条
- ⑥ 竹内理三氏 『寺領莊園の研究』一四〇二七頁
- ⑦ 本朝世紀 天慶元年十月十七日条
- ⑧ 扶桑略記 天德四年九月廿八日条

承徳三年九月廿二日の大宰府庁定文（平安遺文四ノ一四〇八号）によれば、観世音寺五重塔の造営は一層が筑前国・大隅国、二層が肥後国・豊後国、三層が筑後国・日向国・豊前国、四層が肥前国・薩摩国、五層が寺家というように分担されている。そして、この工事は内裏造作のため遅延している。

⑨ 八世紀末から九世紀にかけての飛騨工の逃亡は、律令制建築生産の基礎を動揺せしめた。これに対し律令国家は逃亡人の容隠の禁止、工人家族の保護等の硬軟にわたる対策を打出している。日本後紀 延暦十五年十一月廿二日条・弘仁二年五月十四日条、類聚三代格卷二十 承和元年四月廿五日太政官符

⑩ 浅香山木氏「手工業における古代末期の一考察」『日本歴史』一二五・六号

⑪ 醍醐寺要書上、醍醐寺要録卷十七「番匠篇」所収、赤松俊秀氏「座について」『史林』三七ノ一号

⑫ 東大寺要録卷第七「東塔流星内日記」

⑬ 永久三年八月廿一日 僧成啓奉書 平安遺文九ノ四六六七号

⑭ 榮華物語「うたがひ」の巻

⑮ 太田博太郎氏「工匠より見たる藤原建築界」『建築史』三ノ

一号

⑯ 久安五年十一月廿六日 紀伊国金剛峰寺金堂上棟禄物等注文

⑰ 平安遺文六ノ二六七九号

⑱ 久安五年六月廿八日 東寺長者御教書案 平安遺文六ノ二六七〇号

⑲ 赤松俊秀氏 前掲論文

⑳ 同上論文

⑳ 金森邁氏は仏師の僧綱補任を空名としてその意義を軽視されている（鎌倉時代の仏師組織に就いて）『日本彫刻史の研究』所収）が、仏師・建築工その他の手工業者がこの「空名」を競望した意図を看取せねばなるまい。

㉑ 絵師百済川成と争つた有名な飛騨の工も武楽院（豊楽院）の造営に関係しているといわれる（今昔物語巻廿四ノ五）ように、ここでも律令国家の建築生産機構の中で飛騨工がいかに重要な位置にあるかを示している。

二 作料・請負制の成立

律令制生産機構における建築工の生活基盤は、業務期間中に受ける給与にあるのではなく、基本的には本貫における農業生産にあることはいまでもない。ここに建築生産の古代的性格があるわけだが、かかる古代的性格からの脱皮、つまり中世的建築生産への移行は、禄・食料・衣服・間酒（祝・間水・酒肴料）の給与形態の他に、新たに作料・手間部分の成立する事態のなかにその特徴を見出すことができる。これはたんに建築工の取得分が相対的に増大したというだけでなく、また給与する主体が律令国家から荘園領主、造園司へ移行したという表面的な問題でもない。勿論、以上の二点も重要であるに違いないが、作料（ここでいう作料は勿論造営費の意ではなく労賃をさす）・手間部分の成立は建築工の経営が施工主によつ

て承認されたひとつの徴証であり、律令国家のたんなる下賜的物
品・銭貨とは質的に異なる給与形態としなければならない。すなわ
ち、作料、手間部分の拡大は建築工の農業生産からの離脱と再生産
の可能性を附与したのである。

長保二年（一〇〇〇）十一月、東寺が、焼亡を免れた雑物を保管
する建物を造作したさいに、「功食料」として木工大工は日別一斗七
合、連工は九升、壁工は七升を給与されている。^①この功食料は量から
いつて食料に作料部分を包含していることは明らかである。また、
長承三年（一一三四）、鳥羽殿勝光明院の造営に当つて、木工寮大
工季貞が造国司より作料の先私を受けている事実にもみられる如く、
建築生産における作料の成立は、十一・二世紀を境としているよう
である。

禄等の律令制の下賜的給与形態は、既に遠藤元男氏が指摘されて
いるように、建築工の「身分的従属の強さ」と「独立性の弱さ」^②の
具体的なあらわれであるが、この給与形態は作料部分の相対的増加
にも拘らず、中世を通じて消失していない。これは、中世の手工業
生産が注文生産から市場目当の生産に移行する動向に比して、建築
生産は本来的に注文生産であるところから、施工主が公家・寺社の
伝統的荘園領主であることと相まつて、施工主と建築工との間に多
分に慣習的儀礼としてかかる給与形態を遺存せしめるのであろう。

作料・手間部分が作業現場における階梯にしたがつて差別がある
のは当然であるが、大工が配下の建築工の作料の一部分を自己の得
分としているのは注目される。嘉禄三年（一二二七）十二月、八幡
宇佐宮の惣大工大神国貞は三十三年一度の造替に当り、「番匠作料
百疋別十疋」を「缺物」として沙汰したき旨を大宰府に申請して承
認されている。^③しかも、国貞は「缺物」の沙汰を先例と称している。
国貞の子為貞が正嘉元年（一二五七）九月、「為惣大工之成敗、令
支配于諸番匠之間、作料百疋別拾疋令缺取之条、至于為貞十一代
也」^④と述べていることを信すれば、大神氏系図で為貞から十一代遡
れば大神家実の時代に該当し、ほぼ十・十一世紀の交と推定される。
これを作料の成立期と考へると、大工による「缺物」の取得もあ
る程度これを信じてよいと思う。大神氏は古くから宇佐八幡宮の社
司職・御装束所檢校職・惣大工職を兼帯する系譜を誇る家柄である
から、大神氏を建築工そのものとしてかかるのはいささか危険をと
もなう感がないでもない。しかし、その建築工的側面はやはり看過
しえないと思う。江戸時代と推定される史料に「御造営之間、大々
工日別料之事、番匠中作料之内十分之一を分ち給り候、是上代之例
ニ而御座候、中古より自分之名田又者在々所々散在之免田之物成、
大々工之得分ニ給候」^⑤とある。十四世紀前半で史料から「缺物」の
記載は一応消失する。ただし、「缺物」に代つて自己の名田・散在

田の物成が不輸免になつたとこの記事は事実在即さないものであつて、既に文治二年（一一八六）、大神氏の庶流である大工秦安利は、「御造大工」との理由で自己の名田六段、在家二字、空六両、門布等の万難公事の輸免を得ている。^⑦かかる事実から判断すれば、大神氏の場合、「缺物」の取得と平行して名田・在家の不輸免を少なくとも十二世紀頃には確実に獲得していたと考えられる。

建築生産の盛んな都市の建築工と異なつて、地方荘園において建築工の生活基礎に番匠給田がもつ比重は大きいといわねばならない。番匠給田は検田帳に散見しうるのであるが、早い例では、十二世紀初頭、筑前国観世首寺封荘内にある修理所大工給田一町八反のうち、一町が大工給田、八反が長給田と階梯により給田の面積に格差があり、ともに除田とされている。^⑧かように、中世においても地方の建築工が農業生産から充分に解放されていないという分業の未進化は覆い隠すべくもない。

以上、簡単なが作料成立の意義をみたのであるが、手工業者が自己の計算において「働く独立の経営者になること、仕事場、原料、生産用具を所有すること」、すなわち、「労働と所有が一致すること」^⑨が中世手工業生産の特質であるとすれば、建築生産は工房を必要としない点で他の手工業生産と作業内容を若干異にするけれども、「労働と所有の一致」という課題は建築生産においても当然提起

されねばならぬ。

仕事場・工房については建築現場が一切の作業場であるから、この問題は捨象して差支えない。ただちに用具・原料の問題に触れよう。周知の如く、賦役令丁匠赴役条に「凡丁匠赴役者……作ラム具ハ自備ヘヨ。謂是為工匠。非役夫也」とあつて律令国家は指導的建築工（工匠）には用具の自備を要求している。建築生産にあつては、建築工が用具に慣れているか否かが能率に微妙に反映するのであつて、支出の制約もさることながら、かかる措置をとつたのであろう。用具自備が工匠に限られ、一般の役夫に適用されていない（律令国家が支給する）のは、これを裏書している。また役夫には高度な用具を使用する必要があるものであろう。すなわち、律令制建築生産機構の下において指導的建築工は自己の用具で建築生産に参加したのであつた。天平宝字六年（七六二）の造東大寺所における鉄工は、雑刃器の修理、釘の製造に従事しており、^⑩建築用具の生産は補充的生産に限定されているようである。

用材については、大造営の場合、建築現場と材木伐採所たる柚山は施工主（国家・造国司・荘園領主）によつて直結せしめられ、設計に応じた用材が建築現場に搬送されていた。柚山と建築現場の直結は建築物の位置と工事の規模にもよるが、次第に分離する傾向を示している。すなわち、祇園社の『社家系々記録』によれば、元享

三年（一三二三）、後証のために法眼暗頭が執筆した記事のなかに、天慶三年（八七九）、堀河十二町を神領となし、材木商人左右三百六十人を根本神人に補任したことが記載されている。これを信じるならば、既に九世紀末期、仙山と施工主・建築工の間に材木商人が介在していることになる。かように、建築生産の発展は都市において材木商人の発生を促進せしめたのであるが、しかし、用材は施工主が設計に応じて材木商人に発注するのであるから、用材購入には建築工の利益の差挟まる余地はなかつた。鎌倉時代に至り、建築工は請負という形で用材・金属製部分品・釘等の原料部分にも利益を得るようになる。その意味で請負制の成立は材木座、その他の手工業座の存在をその前提とするであろう。

請負制が中世に成立することは、建築工による材木・金具等の費用見積注文が存在するところから、従来ただ漠然と見当がつけられていた。^⑩しかし、建築工による見積注文がそのまま請負の成立を示すとは限らない。

わたくしは先に東福寺大工職関係の史料を紹介したさい、鎌倉時代の大工職相論文書の中に、請負制の存在する事実を指摘しておいた。^⑪詳細にわたることを省略して要点のみを取上げると凡そ次の如くである。すなわち、東福寺の塔の九輪（宝輪）が破損した時、末康なる者が千余貫、東寺大工国時は二百貫で請負うと各々申出たた

め、国時に落札した。これに遺憾を抱いた末康は田舎番匠と語らつて国時の二百貫を下まわる百五十貫の線を出したため、今度は逆に末康側に仰付けられたというのである。ここで注目するべきは、末康の提示額千余貫と国時の二百貫との間には実に八百余貫の開きがあるという事実である。結果において百五十貫に落着したが、建築史上、請負制の成立が建築工にとつて如何に意義あるかは数字が如実に語っていると思う。以上の如く、鎌倉時代に成立した請負制は、時代が下降するにしたがつて一般化してゆくと考えられる。

以上、請負制の成立をみてきたのであるが、それは中世の建築工——正確には棟梁的建築工というべきであろう——にとつて社会的経済的に大きな意義をもつていた。しかし、それとともに中世請負制のもつ限界を指摘せねばなるまい。

先にあげた東福寺の塔九輪の修理一件は、最終的には末康に仰付けられたが、訴訟の結果、国時も工事に参加しえた如く、公方の裁定には請負といえども他の建築工の参加を拒否することは不可能であつた。永享七年（一四三七）、洞院御所の新造に三人の大工が請負額を提示している。すなわち、内裏大工は七百貫、三条の大工源内は八百二十貫、公方大工は二千余貫である。結果は落札する管の内裏大工は除外され、大工源内に仰付けられた。^⑫源内は後崇光院（伏見殿）を抱えの大工であり、この請負は建築工の従属する領主の陰

の工作があると推定される。源内の請負が定まつた後、源宰相が番匠・檜皮大工以外の壁塗工事は御所大工・内裏大工にさせよと主張したり、また、奉行が壁塗・御簾編・畳差等は公方大工を当てよと申出たりしている。^⑧最終的には壁塗等の工事も源内以下の建築工に仰付けられているようであるが、かように、中世における請負制は建築工を支配している領主に依存したところの請負制であることに留意せねばならない。

かくの如く、請負制の成立はそのまま建築工の独立を示すものではない。しかし、給与形態に作料を成立せしめ請負へのコースを迎えることは、建築工を社会的経済的に独立化の方向へ大きく指向けたと評価しても異論はないであろう。

- ① 長保二年十二月廿九日 造東寺年終帳 平安遣文二ノ四〇〇号

なお天平宝字六年(七六二)の造石山院所における長上工・司工・雇工等の食料は一升二合ないし二升であり、雇工の功銭として十文ないし廿文を支給されていた。

- ② 長秋記 長承三年六月三日条
③ 遠藤元男氏『職人の歴史』四二頁
④ 嘉祿三年十一月三日 造八幡宇佐宮惣大工兼弁官大神国貞申状案 宇佐小山田文書一二号『大分県史料』七卷所収
⑤ 正嘉元年九月 日 造八幡宇佐宮惣大工弁官大神為貞申状 宇佐小山田文書一五号

- ⑥ 年未詳 小山田家々職復旧願口上覚 宇佐小山田文書五四三号

- ⑦ 文治二年九月十八日 御装束所檢校大神貞安讓状并大工秦安利申状 宇佐小山田文書六号

- ⑧ 保延三年三月 日 筑前国観世音寺封莊作田地子段米注進状 平安遣文五ノ二三六六号

- ⑨ 石母田正氏『古代・中世社会と物質文化——織物の生産を中心として——』『日本考古学講座』七卷所収

- ⑩ 天平宝字六年四月一日 造東大寺司告朔解 正倉院文書『部落史に関する総合的研究』史料第一所収

- ⑪ 『図説世界文化史大系』日本Ⅲ 二六一頁

- ⑫ 拙稿「東福寺大工関係の新史料」『史林』四三ノ二号

- ⑬ 看聞御記 永享七年八月十二日条

- ⑭ 看聞御記 永享七年十月廿六日条

三 建築工の組織

中世の建築工が、律令制下における建築工の存在形態と基本的に異なる点は、それが支配の単位であれ自らの組織を形成していることである。この建築工の組織が大工座・番匠座である。座そのものについては従来論争が繰返され、建築工の座についても遠藤元男氏と清水三男・豊田武氏との論争があるが、しかし、問題は後に残されているようである。ここではこの論争の再検討から建築工の組織

について理解を深めたいと思う。

遠藤氏が建築工の座に關して「座は只一人の企業者によつて統制され、その下に手伝徒弟と同じ種類の手工業者をもつ」と主張されたのに対し、「座が決して一人の親方の封建的支配下にあつたものではない」（清水氏）のであつて、「座の階梯組織は臨時的なものであり」（豊田氏）、座衆の平等關係こそが中世の座の基本的性格とさされた。清水氏の反論は、延文六年（一三六一）、東大寺領大和国河上庄字飯森之辺石原の水田一反の新券文立券を年預五師が要請した文書の中に、本座番匠惣座がその水田を多年知行していた事実、また本券文が平井坊惣番匠に質入されている事実に基づいている。^③

この論争をみる限り、清水・豊田両氏の所論が妥当性をもつてい
るようであるが、商業の座と異なつて建築工など手工業者の階梯制
と座の關係は、果してこれで究明され尽されたのであろうか。こと
に清水氏の反論にはこの点が欠如している。そこで問題を前進させ
るために次の二史料を紹介し検討しよう。

(A) (端裏書)
「コフリ
アケノ
タノ
フミ」

○異筆「カミ八段クシヨ二通」

水田新券文事

合式段者 大工藤井国久 時也

条里坪付等、四至際目等、在本券文

右件田地、元者字閑王女之相伝私領也、而今依有要用、限拾參石
本斗定、興福寺之寺タクミ一座ニカイト、メ畢、為後代証文、放
新券文之狀、如件、

文永八年未歲十月十六日

売主閨王女（花押）
姉女春徳女（花押）

(B)

「端裏書」
「コフリ
アケノ
フミ」

水田新立券文事

合式段者

条里坪付四至際目、如本券面

右件水田、元者興福寺大工藤井国□買伝私領也、而今旁官之中□

用、限直錢拾陸文、令□□□□國時畢、仍為後代証驗、錄□

□□放新券文之狀、如件、

弘安元年十一月十五日

大工藤井国 ☐

權大工
玉

沙汰人

(A)は閨王女が興福寺番匠一座に水田二段を売った沽却状であり、(B)は(A)から七年後のものである。(A)、(B)には糸里坪付は記載されていないが、面積や端裏書から同一箇所の沽却状であると推定される。(A)の宛先は勿論「興福寺之寺タクミ一座」であるけれども、売券の上では面積の下に記載された「大工藤井国久」である(大工藤井国久の下に記された「時也」の意味はわからない。あるいは国久の久が誤りで国時かともとれるが、(B)からそうとも考えられない)。(B)の売人は署名の下の部分が欠けているが、(A)の宛名と同一人の藤井国久であると思う。『中臣祐賢記』建治四年(弘安元年)十月十四日条に興福寺南大門の上棟式にさいして、「大工国久所依不参、被物三重給之、此内ヲ権大工国任一重給之」とあるから、上棟式より一ヶ月後の十一月十五日附(B)の署名人たる大工、権大工は国久、国任に間違いなく、したがって、(B)は興福寺大工(惣大工)国久が国時に沽却したものとして誤りない。国時は八年後の弘安九年に春日若宮惣大工、興福寺権大工を兼任し、同十年には興福寺惣大工国任の死後、権大工から惣大工へ薦次を昇進しているから、(B)は座構成員相互間における売買と考えられる。

かくみれば、興福寺番匠座が購入した水田(座田)は、惣大工(座頭)たる藤井国久が「買伝私領也」と言っているように、十三世紀半ばの段階においては惣大工が座田の管理、処分に強い権利を有

していたとせねばなるまい。しかし、十五世紀に至れば番匠の下行物が「大工二斗、権大工九升、座衆八升」^⑥と記されている如く、「座衆」が階梯制の下層の建築工集団を指示する概念に変質している。かような「座衆」が座田を共有する場合、座田に対する権利は平等であり、座田は座衆の生活に相互扶助的役割を果たしたと考えられる。清水氏の論拠となつている河上庄座田は「番匠惣座」とあるが、惣大工が強い権利をもつ座田であるか、下層建築工集団の座田であるか、文書面からは速断しかねる。ただ建築工の座構成は商業の座と異なつて階梯秩序を内包していることを指摘するにとどめたい。現在座の初見は十一世紀後半期まで遡及されているが、建築業関係の座については元永元年(一一一八)、座頭の存在を示す東大寺鍛冶座がその初見であろう。^⑦承元二年(一一〇八)、興福寺北円堂再建に寺工と共に参加した官行事座は、それが上棟式のさいの単なる「番匠饗膳之座」でなければ、十二世紀末の造興福寺司工人組織が部分的に残り、その後における官營事業のために座が組織されたものと推定される。^⑧

初期の建築業関係の座は興福寺座に典型的にみられるように年功・技術を基準とする薦次(座次)に基づいて構成されている。薦次は原則として職場の統制に適用され、惣大工・権大工・引頭・長等の階梯が決定されるのである。寺座が年功・技術による律令制的

な累進的昇進制度を踏襲しているのに対し、大乗院座は寛正三年（一四六二）の『門跡大工相承次第』^⑩にもみられる如く、血縁關係を中心に相伝されている。つまり、座における一龍の地位が大工職所有者として世襲化されているのである。『相承次第』に山城国民の子と称されている小法次郎の大工職は、(1)興福寺・春日社大工、

(2)大乗院大工、(3)北山大塔大工・相国寺大工であり、(1)は非世襲的權利、(2)は世襲的權利、(3)は以前の工事經歷による權利に分類される。⑪ かくように自己の本来所屬する座を核として、本所の支配權の及ばぬ範圍の大工職を部分的に所有する複雑な性格は、中世後半期における大工共通の姿であつて、建築業の座の解体する前兆を表現している。

座と大工職は建築業の排他的独占權を表示する概念であり、本源的には両者は一致していたのであろうが、建築生産の發展にとまつて座のもつ權利が大工職に集約され、新座の成立、分割相続、譲渡によつて細分化し、しかも、世襲的大工職以外の大工職が農業における名主職、作職等の得分權同様に売買の対象となる段階では座は甚しく変質しているといえよう。十五世紀末における興福寺建築業關係座は新座の出現により一層複雑な様相を呈している。

当門跡（大乗院）方奉行番匠一座号井山座、或号大宅寺座、新座本座兩座有之、興福寺番匠井田舎番匠各加当座衆、以一龍為大工

職、自門跡補之、

一座号釜口座、或号龍華院座、興福寺番匠并其外之番匠相説子孫加座衆者也、一乘院方ニ又兩座分有之、此兩門跡座各寺社作事ニ致奉公衆、自上古事也、寺座ハ此百余歳以前ニ初而立座了、仍兩門座衆之内加寺座者也、^⑫

これは相次ぐ座の分裂の結果を示すものであるが、座衆の相互關係は興福寺座が兩院家の座に参加し、兩院家の座衆も寺座に加わるという座衆の重複的性質が確認されるであろう。それはともかく、座の分裂の基礎に座衆の増加、とりわけ、従来排除されていた田舎番匠の座への食込みがある。長祿元年（一四五七）、長谷寺の大鳥居を建立した大工は衛門、權大工は又次郎であるが、大乗院において前者は權大工、後者は正大工であつたように、階梯制の混亂も座内部からの解体の兆候を示すものであろう。

律令制末期、富豪の典型としてあげられる紀伊の長者神南備種松^⑬は、律令國家生産機構の縮小版ともいふべき種々の工房を所有し数百の工人を従屬せしめていた。工房のひとつである作物所には三十余人の工人がいるが、彼等は割籠・折敷・机を製造する程度の細工人であつて建築工ではない。かくように、多様な職種の工房をもつ豪族が一人の建築工をももえないことは、建築技術者が中央に吸収、集中されて地方には高度の技術をもつ建築工が存在する余地のなかつ

たことを暗示している。地方の建築生産は京都・南部建築工の参加を待たなければ完遂されず、この事態は中世末期に至るまで継続しているようである。^⑧

東福寺塔九輪修理請負のさいに田舎番匠が末康の指揮下に動員されているように、鎌倉末期から田舎番匠・散在工の活動は活発化してゆくようである。しかし、建築技術からいつて律令制建築生産機構の変質の中から排出された京都・南部の建築工が中世における建築生産の主流であつて、地方において建築工が成長してくるのは、中央建築工の地方進出に刺戟されて田舎番匠がその技術を習得する、いわば建築技術の均質化の傾向と、他面において古い建築様式の崩壊とそれともなう技術系統の変革が促進される室町期においてである。^⑨

座、大工職の対象になる建築物は基本的には寺社・貴族の邸宅などいわゆる「木割のある建物」であつた。木割というのは建築における一種の部材寸法決定法で「建物の広がりや制約しないような大きな敷地がかならず必要であり、また商品化された規格木材を拒否して、つねに自由な材木取得（ある場合には賦役労働による材木提供）を前提としている」のであり、「建物が土地条件と商品的な木材規格に支配されないことは木割建築が被支配階級の建物として存在しえない」^⑩如く、木割のない建築物は農家・町屋のような民家を

指している。木割のある建物が様式に表現される場合、柱間・庇の数を示す何間何面という間面記法が採用される。この間面記法を崩壊せしめ、技得習得を容易にし、大工職は伝統的建築物を部分的に残留させつつ民家にまで造作権を拡大するのである。

かように、中世における生活様式の変化は建築技術の上に大きな変革をもたらし、田舎番匠の積極的な進出と座の階梯制から下層建築工の独立を促進せしめた。戦国期以降、大量に建設される巨大な城郭建築は、技術系統の面からいえば両系統の綜合化の結晶であり、伝統的堂宮大工と民家のみを建築する大工の動員を可能にしたのであつて、この中から築城専門の新しい城大工が成立し、戦国大名の統制下に組織されていた。

① 遠藤元男氏「職人の組織としての『座』の一考察」『社会経済史学』三ノ一号

豊田武氏「興福寺をめぐる建築業者の座」『歴史学研究』六ノ一〇号

清水三男氏「中世の座の性質について」『中世荘園の基礎構造』所収

② 東大寺文書 京大影写本八十七冊 清水氏論文所収

③ (A) 文永八年十月十六日 閨王女沾券 春日神社文書二ノ三八

〇号

(B) 弘安元年十一月十五日 興福寺大工藤井国□亮券 春日神社文書二ノ七九二号

④ 弘安九年春日社造替記上 事始案

⑤ 弘安九年春日社造替記 弘安十年六月廿九日上棟次第 いずれも遠藤氏前掲論文所収

⑥ 大乗院寺社雜事記 文明六年十月廿四日条

⑦ 元永元年七月廿二日 東大寺別当事始饗膳祿物注文 平安造文五ノ一八八九号

⑧ 承元四年具注曆裏書（大日本史料四ノ一〇） 承元二年十一月廿六日北門堂上棟条 建築学大系四ノ二三三頁

⑨ 例えば、木工寮の建築工紀恒行は承保三年（一〇七六）法勝寺阿弥陀堂の造営には小工、応徳三年（一〇八六）東寺塔造営には権大工、康和四年（一一〇二）尊勝寺造営には五位大工になつている（太田博太郎氏前掲論文）。

⑩ 大乗院寺社雜事記 寛正三年十一月十八日条

⑪ 大工座に限らず、絵所座の相承も血縁関係で行なわれている。森末義彰氏「社寺と美術関係の座」『中世の社寺と芸術』所収三七四頁

至徳元年（一三八四）、東福寺山内三聖寺番匠対馬守行次は、六ヶ寺庵の大工職を四男行家に譲渡したさい、「至于兄弟中末代無子孫跡者、不可渡他門他人、行次之子孫々可相続仕者也」と厳しい条件をつけている。

⑫ 『建築学大系』四ノ二四六頁

⑬ 大乗院寺社雜事記 文明六年十月廿四日条
同 長祿元年十二月八日条

⑭ 宇津保物語 吹上巻上

⑬ 慶長年間、香取社造替工事の人員構成は京番匠喜助を棟梁とする上方工を中心になされている。地方工たる上州衆は製材部門の大鋸衆として動員されているにすぎない。旧源太祝家文書

慶長十年七月九日 香取社造営之覚『千葉県史料』中世篇

香取文書 所収

⑭ 貞和四年（一三三八）、播磨円教寺の小塔、大塔の工事を坂本番匠と奈良大工が各々分担したが、小塔が建立されないうちに、奈良大工は大塔を完成し「不思議無雙之上手、如化人者共也」と讃嘆されている。これは田舎番匠と京・奈良番匠の技術差を明示するに格好の例であろう（書写円教寺旧記 大日本史料六ノ十二）。にも拘らず、田舎番匠の寺院造営への参加は評価しなくてはならない。建武五年（一三三八）、石清水八幡造営のさいの工事分担は、

中御前 木工寮大工
西御前 社家大工
東御前 京都番匠
楼門 南都番匠
小神殿 將軍家大工
西経藏 摂津尼崎番匠
西島居外 七社大工

と、さながら当代における建築工のオン・パレードの観があるが、その一角に尼崎番匠の名がみえるのも、田舎番匠の進出を物語るものである。

⑮ 伊藤鄭爾氏『中世住居史』九頁

①⑨ 高木文書 永正九年九月 日 藤原光吉大工職談状『滋賀県

史』史料篇所収)には、寺社建築とともに近江蒲生郡島郷四ヶ村の惣中が、譲与される大工職に包含されている。

②⑩ 伊藤鄭爾氏 前掲書三九～四三頁

結びにかえて

以上、はなはだ粗雑な論を展開してきたわけであるが、最後にひとつの問題を提起し、わたくしなりの解答を出しておきたいと思う。

それは請負制と座との関係である。すなわち、東福寺の塔九輪の修理のさいに、東寺大工が請負に参加している如く、鎌倉末期、東福寺に建築工の座が存在するとすれば、東寺大工の請負によつて一時的であれ東福寺座の権利が侵害される可能性が存在することになるであらう。

しかし、鎌倉末期の春日社造替にみられるように、造替工事は興

福寺・大乗院座・東大寺座の共同工事として行なわれ、大乗院・東大寺両座の工人は「其身二方兼候之内、件等之造替者、以社工之面、致其沙汰了、全以余座面、蒙仰之例無之」^①といわれる如く、たとえば、東大寺工人は東大寺工人としての主なる側面と、春日社工としての属なる側面を伝統的に兼有し、春日社造替に関する限り、東大寺座工人は春日社工として参加したのである。これはかつて東大寺工の春日社造替に参加した経歴が伝統的に座の権利として後代に継承されたのであらう。かかる座の組合的結合が後代の大工職相論を複雑にすると推定されるが、ともあれ、東寺大工の東福寺の修理請負への参加もおのずから理解できると思う。そして、請負が組合的結合をなす座の大工によつてのみなされたとすることも、中世における請負制の限界として指摘できるのではなからうか。

① 正応五年十一月 日 御寺木工兼社工等解状案 春日神社文書一ノ二三四号

though the usufruct had its variation of strength and the old exclusive right remained to some degree depending upon the governmental policy. That is the reason the contradiction between law and reality soon appears.

Some Problems on the Manufacture in the Middle Ages

— especially about the architectural production —

by

Ken Nakamura

The main current of architects in the middle ages grew in the change of the architectural system of production in the *Ritsuryō* 律令 system, that is, in the process of 'Mokuryō 木工寮 *Shurishiki* 修理職, → 'Sho 所 or private work of manorial lords' → 'Za 座'

Throughout the Middle Ages *Ryō* (*Mokuryō*) and *Shiki* (*Shurishiki*) remained as a controlling organization of technology. Birth of the medieval architects was marked by the formation of *Sakuryō* 作料 and *Ukeoi* 請負 system, but the granting character of gain was not extinguished, as the architectural production was naturally of making to order. *Ukeoi* system, formed in the *Kamakura* 鎌倉 period, was an epoch-making wage system to strengthen the independence of architects in spite of the heavy regulation by lords.

Considering the former discussion on *Za* of architects, we marked the existence of rank in the architects' *Za* judging from the point that *Daiku* 大工 or *Gon-daiku* 権大工 held the controlling right of *Zaden* 座田. Dissolution of *Za* was made concrete by the formation of new *Za* and confusion of rank within *Za* and it appeared as the dissolution of *Kiwarijutsu* 木割術, old system of architecture, in the aspect architecture and promoted to equalize arts in central and local areas.